

平成二十七年八月十四日受領  
答弁第三六七号

内閣衆質一八九第三六七号

平成二十七年八月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁に関する再質問  
に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年七月三十一日内閣衆質一八九第三四七号。以下「前回答  
弁書」という。）一についてでお答えしたとおりである。

二について

前回答弁書及び先の答弁書（平成二十七年七月二十一日内閣衆質一八九第三二五号）は、外務省欧州局  
において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。